

高機施第554号  
平成19年1月18日

各 位

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 河野 伊一郎

(公印省略)

独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付け  
アスベスト等使用実態調査（補足調査）の結果等について

独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等の使用状況について、下記のとおり公表します。

記

公表書類 : 別紙1 「独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）の結果等について」

別紙2 「独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）表」

平成 19 年 1 月 18 日

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局施設課

## 独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付け アスベスト等使用実態調査（補足調査）の結果等について

### I. 調査趣旨

学校を使用する学生等の安全対策に万全を期すために、また、事業所等でのアスベスト被害が社会問題化していることを鑑み、独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等の使用実態を把握し、速やかに対策を講じることを目的とする。

平成 17 年 11 月 15 日に独立行政法人国立高等専門学校機構における吹き付けアスベスト等使用実態調査、平成 18 年 1 月 31 日に独立行政法人国立高等専門学校機構施設等における第 1 回吹き付けアスベスト等使用実態継続調査、平成 18 年 9 月 15 日に第 2 回目の継続調査を実施したものであるが、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正により新たに対象となった、含有する石綿の重量が当該製品の重量の 0.1% を超え 1% 以下の建材について、補足調査するものである。

### II. 調査対象施設

独立行政法人国立高等専門学校機構の 5 5 校の国立高等専門学校にて保有又は使用の施設を対象とする。

### III. 調査対象建材

建築物に使用されている次に掲げるもの。

#### ①吹き付け石綿等

いわゆる「吹き付けアスベスト」、「吹き付けロックウール」及び「吹き付けひる石（バーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の 0.1% を超え 1% 以下のものを対象とする。

#### ②折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品を対象とする。

#### IV. 調査結果

独立行政法人国立高等専門学校機構の全高等専門学校施設の吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）を完了した。

##### アスベスト保有状況

( ) は 55 校に対する率

		H18. 11. 15現在
①	吹き付けアスベスト等の室等を保有する高等専門学校	14校 (24.6%)
②	①のうち、恒久的措置済み状態にある室等を保有する高等専門学校	4校 (7.3%)
③	①のうち、石綿等の粉じんの飛散により暴露のおそれのない室等を保有する高等専門学校	9校 (16.4%)
④	①のうち、石綿等の粉じんの飛散により暴露のおそれのある室等を保有する高等専門学校	2校 (3.6%)

※それぞれの調査項目に重複する高等専門学校があるため、  
②③④の高等専門学校の合計と①とは一致しない。

##### 石綿の粉塵の飛散により暴露のおそれのある室（上記の④）を有する学校

学校名	H18. 11. 15現在	
	④の部屋数 (室)	④の室面積 (㎡)
沼津工業高等専門学校	1室	165㎡
豊田工業高等専門学校	通路	28㎡

※上記2校のアスベストについて、平成18年12月に撤去が完了した。

##### 石綿の粉塵の飛散により暴露のおそれのない室（上記の③）を有する学校

学校名	H18. 11. 15現在	
	③の部屋数 (室)	③の室面積 (㎡)
苫小牧工業高等専門学校	15室	1,833㎡
旭川工業高等専門学校	1室	16㎡
八戸工業高等専門学校	30室+通路	801㎡
宮城工業高等専門学校	33室+通路	447㎡
富山商船高等専門学校	通路	156㎡
鈴鹿工業高等専門学校	3室	149㎡
和歌山工業高等専門学校	1室	179㎡
高知工業高等専門学校	2室	180㎡
詫間電波工業高等専門学校	11室+通路	676㎡

※ 上記9校のアスベストについて、平成18年度中に対策工事を完了する予定である。

## V. 調査結果を踏まえた独立行政法人国立高等専門学校機構の今後の対応方策

### 1. 今後の吹き付けアスベスト等の対策

- ・ 今回の調査において確認されたアスベスト含有建材について、石綿等の粉じんの飛散により暴露のおそれのある室（調査区分④）及び石綿等の粉じんの飛散により暴露のおそれのない室（調査区分③）については今年度中に対策工事を行う予定である。
- ・ また、今回の調査により、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるものが新たに発見された。（今回調査対象外）  
富山商船高等専門学校：124 m<sup>2</sup>（調査区分③）  
和歌山工業高等専門学校：620 m<sup>2</sup>（調査区分③）  
上記2校のアスベストについても、今年度中に対策工事を行う予定である。
- ・ 恒久的措置済み状態にある室（調査区分②）についても今後、劣化・損傷等によるアスベストの飛散がないよう点検を行い、必要に応じて対策工事を行っていく。

### 3. 継続調査

- ・ 今後も引き続き継続調査を実施していく。また、今後新たに吹き付けアスベスト等が発見されれば速やかに対策工事を行っていく。

(問い合わせ先)

独立行政法人国立高等専門学校  
機構本部事務局施設課

施設課長 松永 鶴博

電話 042-662-3147

独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査(補足調査)表

機関区分	全機関数	報告機関数	吹付アスベスト等があるもの (①)				左記(①)のうち、措置済状態にあるもの (②)				左記(①)のうち、措置済状態ではないもの							
			機関数(①-1) (室面積)			通路部分面積	機関数(②-1) (室面積)			通路部分面積	機関数(③-1) (室面積)			通路部分面積	機関数(④-1) (室面積)			通路部分面積
			日常利用室 (室面積)	その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)		その他の諸室 (室面積)	日常利用室 (室面積)	その他の諸室 (室面積)		日常利用室 (室面積)	その他の諸室 (室面積)						
1. 高専校舎 (以下2~4以外すべて含む)	55	55	10	25	6	—	1	1	1	—	7	23	5	—	2	1	0	—
			(3,334)	(2,227)	(352)	(755)	(796)	(324)	(17)	(455)	(2,345)	(1,738)	(335)	(272)	(193)	(165)	(0)	(28)
2. 高専体育館			1	0	1	—	0	0	0	—	1	0	1	—	0	0	0	—
			(16)	(0)	(16)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)	(0)	(16)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
3. 高専宿舎 (学生寄宿舍, 職員宿舎を含む)			6	256	3	—	4	191	1	—	3	65	2	—	0	0	0	—
	(5,703)	(4,202)	(30)	(1,471)	(3,627)	(3,190)	(18)	(419)	(2,076)	(1,012)	(12)	(1,052)	(0)	(0)	(0)	(0)		
4. 船舶	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
	(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)				
計	14	281	10	—	4	192	2	—	9	88	8	—	2	1	0	—		
	(9,053)	(6,429)	(398)	(2,226)	(4,423)	(3,514)	(35)	(874)	(4,437)	(2,750)	(363)	(1,324)	(193)	(165)	(0)	(28)		

## 【注意事項】

- ※1. ①欄には、吹き付けアスベスト等が使用されている室等を有する機関数、その室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計を記入している。
- ※2. ②欄には、「①」に示すもののうち、封じ込め状態又は囲い込み状態(以下「措置済状態」という。)にある室等を有する機関数及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計を記入している。
- ※3. ③欄には、「①」に示すもののうち、措置済状態ではないが、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を有する機関数及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計を記入している。
- ※4. ④欄には、「①」に示すもののうち、措置済状態ではなく、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室等を有する機関数及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積を記入している。
- ※5. 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※6. 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※7. 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※8. 「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。「日常利用室」を「隻数」と読み替え記入する。なお、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※9. 「機関数」欄(①-1, ②-1, ③-1, ④-1)における(室面積)には、「日常利用室」、「その他諸室」及び「通路部分」の面積の合計を記入している。